

○厚生労働省告示第百三十三号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第二十五条第一項の規定に基づき、平成三十一年度の血液製剤の安定供給に関する計画（平成三十一年厚生労働省告示第百四十九号）の一部を次のように変更したので、同条第六項の規定により告示し、令和元年十月一日から適用する。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

題名及び本則中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

第五の一の1の(1)中「一一、九九〇」を「一二、二一〇」に、同(2)中「一〇、九八〇」を「一一、一八〇」に改める。

別表の人免疫グロブリンの項中「2,434,000」を「2,676,600」に、「2,516,000」を「2,771,600」に、「162,400」を「418,000」に、「2,950,100」を「3,205,700」に改める。